

30. 3. 26

沖縄防衛局

牧港補給地区の一部土地の返還に関する実施計画等について

牧港補給地区の一部土地の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1. 駐留軍用地の返還に関する実施計画
2. 返還実施計画の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 企画部 地方調整課
基地対策室長 伊川 忠宏
098-921-8131 (内線 215)

沖縄防衛局 管理部
返還対策課長 松並 大二郎
098-921-8131 (内線 430)

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返 還 が 合 意 さ れ た 施 設 及 び 区 域 の 名 称	F A C 6 0 5 6 牧港補給地区
返 還 に 係 る 区 域	(別図のとおり)
返 還 の 予 定 面 積	約 3 0 , 0 0 0 m ²
返 還 の 予 定 時 期	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
返還に係る区域内に所在する 駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	1 概要 (1) 建物：なし (2) 土地に定着する物件：工作物一式 2 除却をすることした場合に当該除却に要すると見込まれる期間 国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する。
返還に係る区域において国が 行う調査 (調査の事項) ☒ 土壌の汚染の状況 ☒ 水質の汚濁の状況 ☒ 不発弾その他の火薬類の有無 ☒ 廃棄物の有無	1 調査を行う区域の範囲 約 3 0 , 0 0 0 m² 2 調査の方法 別紙のとおり 3 調査に要すると見込まれている期間 国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する。 4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針 別紙のとおり

2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

（１）土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

（２）水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

（３）不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

（４）廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（１）から（４）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

（１）土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

（２）水質の汚濁

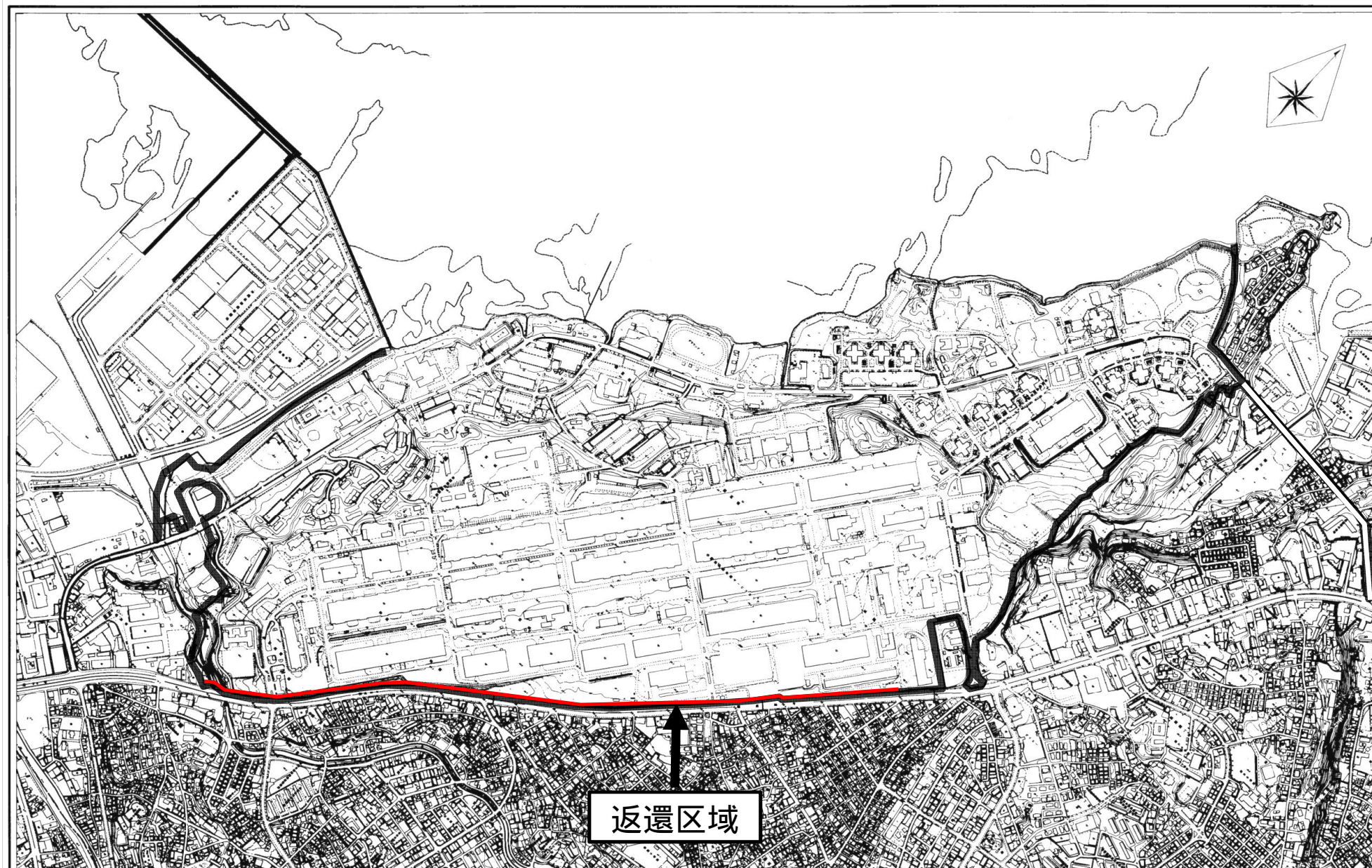
調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

（３）不発弾その他の火薬類

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

（４）廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。



「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

(総括的事項)

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用推進法」という。）」に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講ずること。

【企画調整課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（国道58号沿い）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づく返還実施計画を定め、米軍の使用に起因するものに限らず土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還が合意された区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

（管理部返還対策課）

2. 土地の使用履歴や土地の区画形質の改変状況の情報収集、米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、関係機関に速やかに提出すること。

【企画調整課】

(回答)

資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果等については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

（管理部返還対策課）

(関係機関との調整)

3. 当該区域の返還については、適宜、関係する地方公共団体に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。

【基地対策課】

(回答)

沖縄防衛局は、本件返還に関して、これまで浦添市に対して適宜情報提供や意見聴取を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。

（企画部基地対策室）

（管理部返還対策課）

4. 土壌の汚染の状況に関する調査（以下、「土壌汚染調査」という。）、水質の汚濁の状況に関する調査（以下、「水質汚濁調査」という。）、不発弾その他の火薬類の有無に関する調査（以下、「不発弾等調査」という。）及び廃棄物の有無に関する調査（以下、「廃棄物調査」という。）（以上の四の調査を、以下、「支障の除去に関する措置の各調査」という。）に係る具体的な計画の立案及び調査実施に際しては、関係機関と事前に協議すること。

【企画調整課、環境政策課】

（回答）

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

5. 支障の除去に関する措置の各調査の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。

【企画調整課】

（回答）

関係機関（沖縄県、浦添市など）から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

（県民等への情報提供）

6. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画及びその結果（土地の使用履歴に関する情報含む）については、速やかに関係機関及び県民に情報提供すること。

【環境政策課、企画調整課】

（回答）

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、浦添市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

(支障の除去に関する措置に要する期間等の明示)

7. 「建物その他土地に定着する物件の除却に要すると見込まれる期間」及び「返還に係る区域において国が行う調査に要すると見込まれている期間」について、これまでの返還実施計画（普天間飛行場（宜野湾市道11号沿い）等）同様、見込んでいる期間を明記すること。また、この期間について、大幅な変更がある際には、別途、関係機関に通知すること。

【企画調整課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（国道58号沿い）による返還跡地においては、国道の拡幅整備が行われることから、当該事業の促進のため、その工事工程を踏まえて逐次支障除去措置を実施する計画であり、調査等に要する期間の総計が、必ずしも跡地利用の事業着手時期の目安となるものではないため、「国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する」と記載しております。

なお、返還後の支障除去措置の進捗状況については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

(文化財の保護)

8. 当該区域には、埋蔵文化財が存在する可能性があることから、支障除去等の際して地形改変を伴う行為を行う場合は、事前に所在市教育委員会と十分調整すること。

【教育庁文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財への対応等については、事前に所在市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

9. 当該区域内には、天然記念物の動物種が生息している可能性があることから、支障の除去に関する措置の各調査及び措置を講ずる際には、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例を遵守し、各種天然記念物の現状を把握した上で、その保存に影響を及ぼす行為を行わないよう、最大限配慮すること。

また、調査及び作業中にこれらの天然記念物を発見した場合は、文化財保護法第168条及び沖縄県文化財保護条例第36条に抵触することがないように、作業を中断し、速やかに所在市教育委員会に連絡すること。

【教育庁文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たり、天然記念物が確認された場合は、必要に応じた保全措置の検討を行うとともに、対応については所在市教育委員会と調整を行った上で、必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(管理部返還対策課)

(土壌汚染調査等)

10. 本実施計画案の対象となる牧港補給地区の一部の土地については、平成29年7月より、当該土地に存在した工作物等の移設のための土地の形状の改変を伴う工事（以下、「事前の工事」という。）が実施されており、掘削、埋め戻し等の作業が行われたと認識している。

土壌汚染調査について、事前の工事により、汚染が懸念される工事以前の表土付近の土壌の現在位置がわからないことから、当該工事による掘削、埋め戻し等も勘案し、汚染の状況の確認漏れがないよう、調査箇所及び方法を設定すること。

【環境政策課】

(回答)

土壌汚染調査に当たっては、土地の使用履歴や改変状況等を調査した上で、跡地利用特措法第8条7項に基づき、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

11. 土壌汚染については、沖縄県基地環境調査ガイドライン（平成29年3月 沖縄県）（以下、「ガイドライン」という。）に沿って、土壌汚染関連国内法（土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）において規制基準の設けられている物質のうち、沖縄の米軍基地では土壌汚染が起きる可能性が否定できない物質の概況調査を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

土壌汚染調査に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき適切に講じてまいります。調査において土壌汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

12. 米軍基地内は、国内一般地域と比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壤汚染調査に際しては、ガイドラインに沿って、土地の使用履歴(訓練や事故等)等の当該区域に関連する情報を十分に収集し、土壤汚染関連国内法において規制基準の設けられている物質に限らず、例えば米国内の米軍基地のうち「飛行場」あるいは「兵站基地」で調査がなされ汚染が確認された物質など、当該区域でその存在可能性が高いと考えられる物質についても、概況調査を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

土壤汚染調査に当たっては、事前に資料等調査において返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍(基地従業員関係者含む。)及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、跡地利用特措法第8条第7項に基づき適切に講じてまいります。

なお、調査において土壤汚染が確認された場合には、関係機関(沖縄県、浦添市など)と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

13. 土壤汚染調査及び水質汚濁調査の結果、汚染が確認され、周辺住民に影響を及ぼすおそれがある場合は、その対策について、ガイドラインに沿った住民参画を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壤汚染等が確認された場合は、関係機関(沖縄県、浦添市など)の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(管理部返還対策課)

14. 廃棄物調査については、不発弾等調査に併せて実施するとしているが、不発弾等調査の対象範囲に限らず、返還に係る区域の調査を網羅的に実施すること。

【環境整備課】

(回答)

廃棄物調査については、返還された施設・区域の全部について行った資料等調査の結果を踏まえ、関係機関(沖縄県、浦添市など)と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(外来種への対策)

15. 資料等調査では、外来種も調査対象とし、支障の除去に関する措置の各調査及び支障除去作業において、外来種の生息又は生育が確認された場合は、除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう対策を講じること。

【自然保護課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、外来種等への対応について、事前に関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(不発弾等調査)

16. 不発弾等について、過去の文献や聞き取り調査の結果、把握した貫入予測調査の結果を提供すること。

併せて、磁気探査等について、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

資料等調査の結果や磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

17. 確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき適切に対応する」とあるが、土地の引渡しが完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。

万が一、引渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。

併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を、関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

不発弾の処理については、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(その他)

18. これまで、駐留軍用地の返還に際しては、各種調査の前に希少動植物等の調査がなされ、その後、表土からの浸透あるいは埋設物からの漏出等を想定した土壤汚染調査が実施されてきた。

しかしながら、本案件では、事前の工事により、既に土地の形状が変更され、元の自然環境の状況や汚染が懸念される表土付近の土壤の現在位置等が不明である。

さらに当該区域には特定外来生物のオオヒキガエルが生息している可能性があり、当該オオヒキガエルが散逸した可能性があることに鑑みると、徹底的な支障の除去及び十分な自然環境の保全を図ることができるとは言い難い。

従って、今後、駐留軍用地の返還にあたり、その直前に対象区域の土地の形状の改変を伴う工事を実施する際は、工事に先立ち、ガイドラインの方法に沿って、自然環境の状況に関する調査及び土壤の汚染の状況に関する調査を実施すること。

【環境政策課、自然保護課】

(回答)

駐留軍用地の返還に当たり、その直前に対象区域の土地の形状の改変を伴う工事を実施する際は、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。

(企画部移設整備課)

(調達部調達計画課)

19. 事前の工事施工箇所において土壤汚染が確認された場合、返還地外へ移動した残土についても汚染のおそれがあることから、その対応方針を示すこと。

【環境保全課】

(回答)

事前の工事において発生した残土はありません。

(調達部調達計画課)

「返還実施計画の案」に対する浦添市の意見への回答

(返還手続きについて)

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用特措法」という。）」に基づき、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壌汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講じていただきたい。

また、返還手続きにあたっては、「駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（防衛省訓令第75号）（以下、「訓令」という。）」に定めるところにより適切に対処していただきたい（訓令第7条、第10条、第11条、第12条関係）。

【企画課、道路課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（国道58号沿い）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づく返還実施計画を定め、米軍の使用に起因するものに限らず土壌汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還が合意された区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

また、返還手続きについては、訓令等に基づき適切に行います。

（管理部返還対策課）

(返還実施計画への具体的記載について)

2. 返還に係る区域内に所在する「土地に定着する物件」について、これまでの返還実施計画（北側進入路）同様、工作物の内容を明示していただきたい。

また、訓令第4条に基づく返還合意後の調査結果について、関係機関への公表と十分な説明を行っていただきたい。

【企画課、道路課】

(回答)

土地に定着する物件について、埋設管等について、過去に残置されたものが存在する可能性があることから、返還後、調査を実施の上、適切に除去することとしているため、数量は一式と記載しております。

また、資料等調査の結果については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

（管理部返還対策課）

3. 建物その他土地に定着する物件の除却に要すると見込まれる期間について、明示していただきたい。

【企画課、道路課】

4. 返還に係る区域において国が行う調査に要すると見込まれている期間について、明示していただきたい。また、この期間について、大幅な変更がある場合には、別途、関係機関に通知していただきたい。

【企画課、道路課】

(回答)

牧港補給地区の一部土地の返還（国道58号沿い）による返還跡地においては、国道の拡幅整備が行われることから、当該事業の促進のため、その工事工程を踏まえて逐次支障除去措置を実施する計画であり、調査等に要する期間の総計が、必ずしも跡地利用の事業着手時期の目安となるものではないため、「国道拡幅事業の工事工程を踏まえ、逐次実施する」と記載しております。

なお、返還後の支障除去措置の進捗状況については、関係機関（沖縄県、浦添市など）に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

(支障除去措置を講じない区域について)

5. 返還後に支障除去期間を設けず即時引渡しとなる区域において、引渡し後に土壤汚染等が確認された場合、沖縄防衛局において、適切な措置（調査・経過状況の報告・結果・情報開示等）を講じていただきたい。

【企画課、道路課】

(回答)

土地の引き渡し後に土壤汚染等が確認された場合には、土地の所有者及び関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(関係機関との調整について)

6. 返還に係る区域において国が行う調査（調査方法、経過、調査結果）について、関係機関、所有者等に対して、事前に十分な説明と情報開示を行い、不安や誤解を与えないようにしていただきたい。

【企画課】

(回答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、浦添市など）及び所有者等への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(返還に係る区域において国が行う調査について)

7. 返還に係る区域において国が行う調査の結果、土壌汚染等の汚染が確認され、民地側及び提供施設内への影響が疑われる場合、民地及び提供施設内においても調査を行っていただき、調査結果の十分な説明と公表等はもちろん、周辺住民の健康調査を実施する等適切な措置を講じていただきたい。

【企画課】

(回答)

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壌汚染等が確認された場合は、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

8. 現在、市では牧港補給地区周辺において、P C B 等汚染物質の分析調査を実施しており、その調査の結果、P C B 等を含む汚染物質が検出されております。返還に伴う環境調査の際は、返還区域内において、本市同様のP C B 等汚染物質の調査を実施していただき、その調査結果を速やかに公表（情報開示）し、汚染物質等が確認された場合は、汚染物質等の除去に関する適切な措置を講じていただきたい。

【環境保全課】

(回答)

土壌汚染調査に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、適切に講じてまいります。調査において土壌汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(支障除去措置後の汚染物質について)

9. 土地の引渡し後に汚染物質等が発見された場合、関係機関等へ十分な説明を行った上で、国の責任において適切な措置を講じていただきたい。

【企画課】

(回答)

土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に土壌汚染等が確認された場合には、土地の所有者及び関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(情報開示について)

10. 調査、措置等の各段階において、関係機関並びに所有者等に対し、積極的かつ速やかに情報開示していただきたい。

【企画課】

(回答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、浦添市など）及び所有者等への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(文化財について)

11. 返還区域には、文化財保護法による埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地及び包蔵する可能性のある土地が存在するため、次の点に留意していただきたい。

(1)土地に定着する物件の除却をとした場合、掘削を伴う場合は必要最小限の掘削とすること

(2)国が行う調査において掘削が必要とされる場合は、事前に十分な時間を確保した上で文化課と調整し、埋蔵文化財の試掘調査が必要と判断される場合は、安全に実施できるよう配慮すること。

(3)試掘調査において埋蔵文化財が確認された場合は、その取り扱いについて協議すること。

【文化課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財の対応については、事前に市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(その他)

12. 沖縄県より提出された意見書についても誠実に対応していただきたい。

【企画課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、関係機関（沖縄県、浦添市など）と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)